

《資料》

歴史的変遷からみた養護教諭の職務と今後の課題

石井 秀貴¹⁾, 千葉千恵美²⁾

養護教諭の職務は、子ども達を取り巻く健康問題に向けて幾度となく変化を繰り返してきた。最初の職務は学校に通う子どもにむけたトラコーマの治療や寄生虫の駆虫等感染症の対応が主であった。その後社会変化と同時に学校に通う子ども達にもいじめ、不登校、家庭環境を含む健康相談等、職務の多様化が必要になってきた。昔も今も歴史を通じて子どもファーストの視点を持つ支援は変わっていない。本論では、時代の中を貫いてきた養護教諭の職務の歴史的変遷を総括するとともに、これからの養護教諭に向けた支援を考えていく。

キーワード：養護教諭の職務、職務の変遷、子どもファースト、多様化

(2021年11月10日受理)

1. はじめに

保健室には、毎日様々な理由で子ども達が来室する。けがや病気の手当を目的とする子ども達もいれば、なかなか自分の身体の不調を言えない子どももいる。養護教諭は子どもが保健室に来れば「どうしたの?」「なにかあったの?」と聴く。このことから養護教諭の仕事がはじまる。日々の生活の中で、来室の背景にはその子どもなりの理由があることに気づく。一人ひとりの子どもの言葉とその背景にある問題に耳を傾け、子どもの置かれた状況に配慮しつつ、問題を一緒に考え、何が必要かを見極め、判断することによって、様々な家庭背景や家族関係も見えてくる。また子どもの置かれた状況を校内

の教職員に伝えていくことも仕事になる。このようなことを日々繰り返している。子ども達が自ら立ち直り自立するための重要な仕事こそが必要であると考える。

教育相談の分野において保健室が、子どもの居場所として社会に認知されてから、子ども達の受け皿として益々養護教諭の役割や職務のありかたが必要になってきた。その一方で子ども達が抱える複雑な家庭問題や家族関係また生活状況からくる様々な課題への対応が養護教諭の職務として持ち込まれている。このように養護教諭には多様化する子どもの状況に添った対応が求められている。子どもの心と身体の健康課題に向けて日々孤軍奮闘している状況でもある。この状況において養護教諭に必要な支援は何か、その方向性を提言するために、本論では時代の中を貫いてきた養護教諭の職務の歴史的変遷を概観し、今後の課題を総括する。

¹⁾ 高崎健康福祉大学大学院健康福祉学研究科保健福祉学専攻

²⁾ 高崎健康福祉大学人間発達学部子ども教育学科

2. 目的

養護教諭の日常的に行う職務内容には、子ども達の抱える課題が何かを気づき考えて支援することが必要になる。そのために現代社会問題の一端を背負っている子ども達にむけ、今後養護教諭が職務としてどのような役割を持つのか、またその養護教諭をどのように支援したらよいか方向性を示すことを目的にする。

3. 日本における養護教諭と米英スクールナースの始まり

1905（明治38）年9月岐阜県の小学校に養護教諭の前身である学校看護婦が置かれた事が始まりである。職務内容は、学校伝染病とされて蔓延していたトラコーマ（別名トラホーム：ドイツ語読み）に罹患していた子ども達に向けて、直接洗顔点眼治療を行うことが学校看護婦の仕事となり、後の養護教諭に繋がる仕事になった¹⁾。

日本では、1898（明治31）年学校衛生的業務により学校医が置かれた。その後1905（明治38）年に学校看護婦が学校長の要請で、学校医の補助者として学校職員、専任職員という性格をもち学校に入っていた。学校看護婦は毎日子ども達の治療にあたるため学校の衛生にも対応する役割があり、主として子ども達を見守る

事が、その後の学校看護婦の発展に深く関係していった。

諸外国では、日本と同様に看護師による学校への対応があり、1900年代初期英国・アメリカ合衆国ではスクールナースが設置され、ニューヨーク（1902年）とロンドン（1904年）の両都市で、スクールナースが当時流行していた伝染性皮肤病の治療を行ったことに端を発している²⁾。この時のスクールナースは公衆衛生的業務を担っており、当時日本で学校看護婦が行っていた学童対象のトラコーマの洗顔点眼治療同様に公衆衛生的業務である点がとても類似していた。イギリスやアメリカでは、このスクールナースの活動が地域で継承され、行政主体による地域の保健衛生的役割を果たすことにより、公衆衛生制度へと徐々に発展していった。特に国の保健局が、地域のパブリックヘルスナースとして活動できるように支援したことで、地域の保健師に近い職務に変化していった。このように市町村を視野にいたした衛生職員の役割ができあがっていったのである。また同時に地域の一部として学校の巡回を取り入れた形態で発展をしていた。

その間日本での学校看護婦の実情は、専ら眼病であるトラコーマを治療すべく学校に常駐して子ども達の洗顔点眼を行っており、地域の対応には発展していなかった。

表1 日本の学校看護婦と米英のスクールナースとの比較

名称	日本：学校看護婦	米英：スクールナース
設置時期	1905年	ニューヨーク：1902年 ロンドン：1904年
目的	学童のトラコーマの洗顔点眼治療	伝染性皮肤病の治療
性質	公衆衛生的業務	公衆衛生的業務
	学校医制度が1898年以降整備	公衆衛生医制度が充実
	学校長の要請により学校医の補助者として	保健局よりパブリックヘルスナースとして
	学校職員の	衛生職員の
	学校に専任として駐在	地域巡回、学校を数校巡回
	学校衛生の立場	地域衛生の立場

このように諸外国のスクールナースや日本の学校看護婦は、歴史の歩みの中でそれぞれの国における役割と職務を作りあげていたのである。

4. 学校看護婦の職務

日本で当時対応していた学校看護婦の職務を検証すると、大半が学校医の補助として子ども達の学校衛生を担っていた。業務も学校内の子ども達の健康問題に限られていた。また、学校看護婦が当初学校で職務に従事した理由には、学校長からの要請という形からであったが、それ以上に学校看護婦が学校に通う子ども達の健康と予防的配慮を考慮に入れる事ができていたこと、また学校生活全体の衛生を日々子ども達に示し促すことが出来ていたことが重視されていた。

1922（大正11）年学校看護婦は、全国で100名を超える数になった。その一方で職務は、大規模の小学校の子ども達にむけたトラコーマ治療が専らの業務であった。鈴木³⁾は日本最初の学校看護婦である「広瀬ます」の活動内容と彼女の存在に着目して論文を記載している。「広瀬ます」の手記によると、当時の子ども達が発症していたトラコーマの治療には「洗顔は、溜め水ではなく流れている小川で洗おう」。「手ぬぐいは一人一本ずつ布を切って作る」などの衛生教育が丁寧に施されていたのである。このような記録から、当時の実態と当時流行していた眼病から子ども達を守るために実情に添った工夫と治療を学校で行っていたことが重要であった。

このように養護教諭には、当初から子ども達の健康を守り、病気を治療するという目的が

あった。トラコーマという眼病との闘いを、日々学校内で孤軍奮闘しながら治療に携わっていた歴史があった。その一方で当時の学校看護婦の待遇は、不安定で子ども達の教育の狭間の中で眼病との闘いの職務に従事しながら不遇な立場に置かれた歴史もあった。

石川⁴⁾によると「広瀬ます」は自身が務めた京町小学校で、「まづ健康」（原文）を示した。健康の保持に限らず、その前段階である予防について考え、予防を含めた子ども達の支援を行い、子ども達に健康について教える活動した事が大きいと示している。文字には到底表わされない生活の不衛生が記載されており、当時の生活がいかに不衛生で感染症が蔓延している生活であったかがうかがわれる。学校に通っている子ども達に何に気を付けて生活しなければならないか等を示した内容が「広瀬ます」の手記にあった。現在であれば当然熟慮している手洗い、洗顔、手ぬぐいの個人使用などの指導内容等、感染症予防のための措置を不衛生な生活環境を考慮に入れながら、子どもたちの健康を一番先に考えて対応していた。これら多くの事柄が現在の養護教諭の職務につながっている。

5. 日本における養護教諭の歴史と職務の変遷

1922（大正11）年文部省は、東京女高師附属小学校に「文部省学校看護婦」を派遣させた。⁵⁾当時文部省は「東京女高師附属小学校派遣の文部省学校看護婦勤務心得」を掲げ、以下の項目が記述された。

「一、児童は学校に於いて教育を受けつつあるのとなれば、学校看護婦の執務も教育的なべきこと。随って児童に接するには、常に温容

と懇切を専らにし、治療処置または身体検査等をなす場合にも、互いに礼を重んずること」

「一、学校看護婦は、傷病児の看護、身体検査の補助を為すのみならず、学校設備の衛生、教授衛生、体育運動衛生、身体虚弱者の養護、精神薄弱者の養護、学校及び家庭の衛生教育等学校衛生の全般に亘り執務するのみならず、進んで家庭を訪問し、家庭医或いは社会的衛生施設と連絡を取る様、勉ぶること」

これらのことを踏まえ「児童に接するには、常に温容と懇切を専らにし」等の文言の内容から昔を問わず、子ども達の訴えを聴きとる重要性が示されている。時代を超えたこれらの普遍的な関わりが、現在の健康相談に通じていると考える事ができる。養護教諭が辿ったこれらの歴史の中には、現代の保健室での対応に通じる、いわゆる子どもの気持ちを聞き取る「まず子どもを」とする子どもファーストの視点が入っている。子どもの健康に向けた支援と養護教諭の役割が深く関係している。当時示された「家庭医或いは社会的衛生施設と連絡を取る様勉ぶる」という文言からも、地域の様子や衛生管理を必要とする他機関との連絡や連携等も深く必要とされていたことが理解できる。特に学校看護婦を先生と呼ぶ等の項目も示され、教職員の位置が明確化していく過程が、時代背景を表していたと言えよう。

1923（大正12）年4月、大阪市では1校1人の学校看護婦の設置となった。同市「学校看護婦の職務要項」⁵⁾によると

「甲 家庭訪問」

「乙 学校医の補助」

「丙 保護者の代理事務担当」

「丁 児童の衛生教育実施」

の4項目が示された。「丙 保護者の代理事務

担当」の中には（1）保護者の貧困または職業の関係等により歯科治療所、駆虫所及施療病院等への連行（2）職業相談所、児童相談所への連行の2項目があり「乙 学校医の補助」という医療機関との連絡調整の職務と共に保護者への支援の役割も含まれていた。

1929（昭和4）年には、全国1438名の学校看護婦が学校に配置され、同年（昭和4）10月文部省訓令「学校看護婦に関する件」公布された。これらの内容には、看護婦を統括する厚生省ではなく文部省から公布がなされ、学校職員として活動することになったのである。この管轄を明確化した事によって、現在の養護教諭が学校という場での職務に役割を持つ大きな転換となった。杉浦は⁵⁾ 学校校看護婦は特別の健康問題を持つ児童養護（特別養護）に責任を負うと捉え方にもふれ、更に学校看護婦の職務を養護に結びつけ、貧困にあえぐ子どもと家庭に対し、社会背景を捉えた対応と、さらに健康を維持するための役割を鑑み、養護を取り入れた経緯を示している。

1938（昭和13）年には、文部省で、子ども達の健康状態を見る「学校養護婦」と名称が変更される動きがあったが実現しなかった。1941（昭和16）年国民学校令で「学校養護婦」から「養護訓導」へと名称が変更され、学校において正式な職員として職務を担うようになった。1949（昭和24）年学校教育法が制定により「養護訓導」は「養護教諭」へ、そして「養護教諭は児童の養護をつかさどる」と明記され、学校において子ども達の健康状態を支援する職務が確立された。このように長い変遷後、ようやく現在の養護教諭に辿り着いたのである。1958（昭和33）年学校保健法が制定され「すべての子どもを中心とした学校保健」の概念が広く周知された。

また1972（昭和47）年文部省が設置した「保健体育審議会」⁶⁾は、答申において「養護をつかさどる」ための、養護教諭の職務内容に言及し、役割を確立させた。

この答申では、「養護教諭は、専門的立場からすべての児童・生徒の保健及び環境衛生の実態を的確に把握し、疾病や情緒障害、体力、栄養に関する問題等、心身の健康に問題を持つ児童生徒の指導に当たり、また、健康な児童生徒についても健康の増進に関する指導のみならず、教員の行う日常的教育活動にも積極的に協力する役割を持つものである。」と記され、養護教諭の役割として、①専門的立場から児童・生徒の保健及び環境衛生の実態を把握②心身の健康に問題を持つ児童生徒への指導③健康な児童生徒の健康の増進に関する指導④一般教員の教育活動に積極的に協力、の4点が養護教諭の職務の柱となった。子ども達の健康を守り育むという職務内容は養護教諭の職業アイデンティティにつながっていると考え事ができる。

6. 現代の養護教諭の職務と役割

1972（昭和47）年の保健体育審議会答申⁶⁾では子どもの学校生活における健康保持増進への対応を養護教諭の職務として示した。その後1997（平成9）年保健体育審議会⁷⁾では、養護教諭の新たな役割として以下の九つの職務内容を示した。①学校保健情報の把握②保健指導・保健学習③救急処置と救急体制④健康相談活動⑤健康診断・健康相談⑥学校環境衛生⑦学校保健に関する各種計画・活動及びそれらの運営への参画等⑧伝染病の予防⑨保健室の運営となった。

1997年の改訂では、それまで養護教諭の職務

の主とされてきた身体に関する健康問題、環境問題への対応だけではなく、いじめ、不登校、校内暴力等子どもの心の健康にむけたヘルスカウンセリングを要する心身両面の健康を保持増進する役割が求められたのである。家庭を含む社会的問題解決にむけた役割が健康相談活動として新たに職務に加えられていった。

2008（平成20）年中央教育審議会⁸⁾では「子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体としての取組を進めるための方策について」の答申が示された。この答申によると「養護教諭は、学校保健活動の推進に当たり、中核的な役割を果たしており、現代的な健康課題の解決に向けた重要な責務を担っている」「また、子どもの現代的な健康課題の対応に当たり、学級担任等、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、スクールカウンセラーなど学校内における連携」「また医療関係者や福祉関係者など地域の関係機関との連携を推進することが必要となっている」「その中で、養護教諭はコーディネーターの役割を担う必要がある」と示したのである。学校教育において補助的な職務として始まった養護教諭（当時学校看護婦）の職務が子ども達の健康保持増進の中心的な役割を担うことに発展したと言える。

2015（平成27）年中央教育審議会答申⁹⁾では、チームとしての学校が求められ、それにより校内の様々な職種が子ども達の問題に対して包括的に支援に取り組むことができる体制づくりが進んだ。養護教諭はチームのメンバーとして、専門性を生かして支援の一端を担うことが求められたのである。

小倉¹¹⁾は以前から、「人間形成の教育（教職）機能」について、子ども達に「心身の健康に関する知識・技能」「自己有用感・自己肯定感（自

尊感情)」「自ら意志決定・行動する力」「他者と関わる力」の4項目の力を培うことが養護教諭の専門的機能に含まれていると述べていた。しかしこの内容を理論化することができずにいたことが養護教諭の専門性を確立するにはまだ課題のある状況だった。

2017(平成29)年文部科学省は「現代的健康課題を抱える子供たちへの支援～養護教諭の役割を中心として～」¹⁰⁾を示した。この役割には、小倉が示した「心身の健康に関する知識・技能」「自己有用感・自己肯定感(自尊感情)」「自ら意志決定・行動する力」「他者と関わる力」の4つの力の育成を掲げ、教職員や家庭・地域と

連携しつつ、日常的に取り組むことが記載された。さらに様々な健康問題を抱える児童生徒に対する課題解決に向けた支援に関して、「対象者の把握」「課題の背景の把握」「支援方針・支援方法の検討と実施」「児童生徒の状況確認及び支援方針・支援方法等の再検討と実施」の4つのステップを示し、この内容の中には問題の気づき対応、情報収集、専門性を生かした助言、関係機関との連携のためのコーディネーター的な役割を担うことが含まれた。このことを受け養護教諭の経験年数に関わらずどの学校でも必ず果たす役割が養護教諭の持つ専門性としてようやく認められたと言える。

表2 養護教諭の名称と職務の変遷 文献2) 参考筆者作図

名称	年	発出機関	職務内容
学校看護婦	1905 (明治38)		トラコーマの治療
	1922 (大正11)	東京女高師附属小学校派遣の 文部省学校看護婦勤務心得	傷病児の看護, 身体検査, 学校の衛生, 身体虚弱・精神薄弱者の養護, 衛生教育, 家庭訪問, 社会的衛生施設との連絡, 通学区域伝染病の注意
	1923 (大正12)	大阪市学校看護婦の職務要項	家庭訪問, 学校医の補助, 保護者の代理事務担当, 児童の衛生教育実施
	1929 (昭和4)	学校看護婦に関する件 訓令	疾病予防, 救急処置, 身体検査, 学校食事, 清潔衛生訓練, 家庭訪問, 診療機関同行, 眼鏡の調達, 衛生講話, 衛生事務, 環境衛生
(学校養護婦)	1938 (昭和13)	学校養護婦令起草廃案	
養護訓導	1941 (昭和16)	国民学校令	名称変更
	1942 (昭和17)	養護訓導執務要項訓令	身体検査, 衛生, 学校給食, 健康相談, 疾病の予防, 救急看護, 学校歯科, 要養護児の特別養護, 職員と連絡, 家庭訪問
養護教諭	1949 (昭和24)	学校教育法 「児童の養護をつかさどる」	学校保健事業計画, 学校身体検査, 伝染病予防, 急病救急処置, 学校給食, 環境衛生, 健康教育, 教職員の健康, 地域社会情報収集, 家庭訪問
	1958 (昭和33)	学校保健法	概念「すべての子どもを中心とした学校保健」
	1972 (昭和47)	保健体育審議会答申「養護をつかさどる」ための, 養護教諭の職務内容	①専門的立場から児童・生徒の保健及び環境衛生の実態を把握 ②心身の健康に問題を持つ児童生徒への指導 ③健康な児童生徒の健康の増進に関する指導 ④一般教員の教育活動に積極的に協力

名称	年	発出機関	職務内容
養護教諭	1997 (平成9)	保健体育審議会答申 養護教諭の新たな役割	①学校保健情報の把握 ②保健指導・保健学習 ③救急処置と救急体制 ④健康相談活動 ⑤健康診断・健康相談 ⑥学校環境衛生 ⑦学校保健に関する各種計画・活動及びそれらの運営への参画等 ⑧伝染病の予防 ⑨保健室の運営
	2008 (平成20)	中央教育審議会答申 子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体としての取組を進めるための方策	学校保健活動の推進にあたり中核的な役割、いじめや虐待など、現代的健康課題の解決に重要な役割、健康課題解決にあたり学校内における連携、地域関係機関との連携、養護教諭はコーディネーターの役割を担う
	2015 (平成27)	中央教育審議会答申 チームとしての学校	チームのメンバーとして専門性を生かして支援の一端を担う
	2017 (平成29)	文部科学省 現代的健康課題を抱える子供たちへの支援・養護教諭の役割を中心として	「心身の健康に関する知識・技能」「自己有用感・自己肯定感(自尊感情)」「自ら意志決定・行動する力」「他者と関わる力」の4つの力の育成

7. 養護教諭の職務の多様化と負担感

各学校に一人配置される養護教諭にとって、経験年数に関わらずその専門性を求められることは様々な課題も生み出している。養護教諭の役割が明確になると同時に、職務の多様化とそれに伴う負担感も明らかになってきた。久保¹²⁾は、養護教諭の職務の多様化の背景には目の前の子ども達の実態を踏まえて取り組んだ実践の蓄積がようやく認められ、管理的立場の教諭や一般教諭からの信頼を得ることにつながったと示している。このように養護教諭の実践を後押しする形で法的制度が整い制度上からも養護教諭の職務への理解につながった。しかしその一方で益々多様化し業務量が多くなったことも論じられている。

上原¹³⁾は、養護教諭の職業性ストレスに関する調査の中で、学校種別に「中学校」では「期限に追われてはたらくことがよくある」と結果

を示した。また、教職経験年数が1～5年未満の養護教諭は「あまりに仕事が多すぎる」と感じていることや教職経験年数が少ないほど「気分転換を行う」、「積極的問題解決に向けて考えている」、「問題解決のための相談をする」等個人的な対応によって、困難から講じるストレスへの対処を行っているとした。

また鈴木¹⁴⁾は、特に新任養護教諭がかかえる困難とその対処法について調査し、「自ら他の人に解決策を聞いて解決した」事が多いと示し、また「困難の継続」という「解決できていない現状」もそのまま確認されたとしたと示した。

養護教諭は一人職種であるため校内にモデルとなる人や養護教諭の職務への困難に明確なアドバイスをおこなう人がいない現状がある。このことから、困難の継続状況に至り、問題解決がなされないまま維持されてしまうことが想定された。

平尾¹⁵⁾は専門職の教員が、自律性を維持しながら、教員の声を反映させた自治的な組織をいかに確立できるのかを制度面から検証していくことが今後教員にとって自信と誇り（教職アイデンティティ）を取り戻すことになることと示した。一職業人として職務に専念し、疲弊から逃れられるための解決策になると示したのである。

養護教諭は、各地に養護教諭会を持ち、職能団体として活動をおこなっている。養護教諭同士が経験や課題を共有すること、課題に対する研修をおこない対処法を探ること、また互いが職務への思いに共感を抱くことで困難や負担感の軽減につながるのではないかと考える。

8. 結語

養護教諭の役割を検証する中で、学校看護婦の時代から今日まで一貫して変わらないことがある。それは活動の場が学校であること。そして子どもの健康問題への対応が職務の中心だということであった。

保護者を代行する、学校医や教員の補助を行う、教育活動を行う等、他の機関と連絡を取り合うといった大正時代に制定された職務内容は、実はその文言が変わっても、保護者と連絡を取り合う、多職種と連携する、健康教育を行う、他機関との連携を図る、という現在行われている職務と実に通じるものがある。それは学校という場所で、子ども達の身体不調の背景に様々な要因があることをいち早く気づき対応してきた実践そのものだからである。

時代背景により、子ども達をとりまく健康問題は刻一刻と変わっていく。その中でその問題を解決するために子どもを中心に子どもファーストの視点をもった支援を行う養護教諭の職務

に意義があると考ええる。

また多様化する職務の中で、一人職の養護教諭を支えるためにも、各自治体の教育委員会が主任会として設置する、全員参加の組織である養護教諭会や、全国養護教諭連絡協議会¹⁶⁾につながる、任意で組織されている各地の養護教諭会等研究団体の活動等が有意義なものでなければならない。養護教諭会には各年齢層、各経験年数の養護教諭がいる。その中で互いが支え合い研鑽する事によってはじめて、子ども達の健康を守り育むという養護教諭が持つ本来の役割が生きてくる。養護教諭会の目的を明確にし、その活動内容について検証をおこないつつ発展させることが大切であると考ええる。

9. 今後の課題

養護教諭に今後必要な課題として、第1点目には社会問題に対する支援のスキル向上である。まず問題に気づき、対応が必要か否かを判断することで支援が始まるのである。支援の必要性に気付いた養護教諭の見立てが課題全体へのアセスメントにつながるのである。

第2点目には子ども(児童生徒)に対する健康教育の方針を明確にすることである。子ども達の実態に応じて健康課題を解決するべく健康教育をおこなうことは、子ども達が生きていく上での羅針盤となる。身体健康問題に関するだけでなく、心が疲れたとき、困ったときのSOSの出し方など、具体的に指導していくことが大切である。

そして第3点目には現職の養護教諭にむけた専門職によるスーパービジョンをおこなうことである。特に現状に課せられた多様化した課題に対して、解決に向かうためのコーディネー

ターとしての技量や、多職種連携に対応できる研修のシステムを構築することが必要である。養護教諭が孤軍奮闘することなく、互いに高めあい思いを語り合える養護教諭会の機能アップを含め考えていくことが必要である。

これからも、これらの課題にむけた対応をおこない、養護教諭の職務と役割が十分果たせるよう支援を考えている。

本体育大学紀要46,
137-149,2017

- 15) 平尾実美：学校教員の疲弊構造を探る・離職経験者の語りからの一考察，公教育システム研究 19, 25-49, 2020
- 16) 全国養護教諭連絡協議会 <http://www.yougo.jp/>

引用文献

- 1) 杉浦守邦：養護教員の歴史 東山書房（東京）1974
- 2) 一般社団法人日本公衆衛生看護学会：保健師サプリ第7回アメリカの公衆衛生看護の母は？
<http://japhn9.yupia.net/>
- 3) 鈴木裕子：養護教諭の歴史とアイデンティティに関する研究・養護概念の変遷の検討を中心に，障害・医学・教育研究会誌 4, 134-198, 2002
- 4) 石川フカエ：「廣瀬ます」に関する考察・日本初の公費負担による学校看護婦の養護活動を通して，福岡県立大学研究紀要7,47-55,2010
- 5) 杉浦守邦：日本の養護教諭の歩み 東山書房（東京）2005
- 6) 保健体育審議会答申 文部省 1972
- 7) 保健体育審議会答申（抄）文部科学省1997
- 8) 「子どもの心身の健康を守り，安全・安心を確保するために学校全体としての取組を進めるための方策について」（答申）中央教育審議会 2008
- 9) 「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」（答申）中央教育審議会 2015
- 10) 小倉学：学校保健活動 東山書房(東京) 1985
- 11) 「現代的健康課題を抱える子供たちへの支援～養護教諭の役割を中心として～」文部科学省 2017
- 12) 久保昌子：養護教諭の職務の特性に関する研究・多様な職務の理解をめざして，京都女子大学学位論文 2018,<http://hdl.handle.net/11173/2512>
- 13) 上原美子，中下富子，岩井法子，他：養護教諭が抱えるストレスとストレスコーピングの現状・学校種と教職経験年数に焦点をあてて，埼玉大学紀要教育学部60, 55-56, 2011
- 14) 鈴木葉々，岡本美和子，重田唯子，他：新任養護教諭が抱える困難とその対処に関する研究，日